

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成27年4月24日（諮問第105号）

答申日：平成28年6月10日（答申第94号）

内容：「県営住宅の駐車料金に関する文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成27年2月2日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

平成24～26年度現在、県が徴収している県営住宅の駐車料金に関する以下の文書

請求1 使用許可書、使用申請書

請求2 駐車料金設定に関する算定根拠文書

請求3 駐車場管理組合の管理規約

請求4 駐車料金に関する過去の不服申立ておよび審査請求に関する文書

2 実施機関の決定

同年2月16日、実施機関は、対象公文書を特定の上、別表2の「公開をしない部分」欄の情報について、同表「公開をしない理由」欄の理由により非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定を行った。

3 異議申立て

同年4月17日、異議申立人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 実施機関による決定の変更

平成 28 年 1 月 29 日、実施機関は、当初の決定を変更し、別表 3 のとおり、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

個人の特定につながる部分を除き、非公開とされた部分を全て公開するとともに、不存在とされた請求 4 に関する文書を全て公開することを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 非公開情報該当性について（請求 1 から請求 3）

実施機関が非公開とした情報は、条例第 6 条第 2 号に該当するとは到底言い難いものであり、実施機関の主張は非公開の理由とはなり得ないものである。

したがって、条例第 6 条第 1 号でいうところの個人の特定につながる情報を除き、非公開情報を全て公開すべきである。

(2) 対象公文書の不存在について（請求 4）

実施機関は、請求 4 の内容を限定的に解釈して、行政不服審査法に基づく不服申立てに係るもののみを指すものであるとしているが、これは一方的かつ勝手な解釈に過ぎず、妥当性に欠けるものである。異議申立人は、公開請求に際して、その対象を行政不服審査法に基づくものに限定していない。

請求 4 は、県営住宅の駐車場有料化に対する住民からの異議、不服、不満、反対、要望、苦情など、実施機関の駐車場有料化方針に対する何らかの不同意を内容とした意思表示が示された文書を対象としたものである。駐車場がこれまで無料であった過去の経過からすると、たとえ行政不服審査法に基づく不服申立てが行われていなかったとしても、住民からは様々な形で不同意の意思表示が行われていたものと推測され、その記録等が存在しているはずであると考えられる。

また、異議申立人は、平成 26 年 8 月 4 日付けで実施機関に文書を提出しているが、当該文書もこうした不同意の意思表示にあたるものであって、当然、本件公開請求に対して公開されなければならないものである。

したがって、請求 4 に対して、対象公文書の不存在を理由に非公開としたことは不当であることが明らかであり、公開請求した文書を公開するよう強く要求する。

なお、公開請求の際には、実施機関に対して、公文書公開請求書に記載した内容以上の

説明等は行っていない。

3 実施機関による決定の変更について

実施機関は、審査会への諮問後に決定を変更しているが、故意に公開を先延ばしにしたのではないか。このような方法が許されるとすれば、いったんは非公開としておいて、可能な限り公開を先延ばしにすることが可能となり、条例において公開決定等の期限が定められている意味がなくなることになる。

実施機関からは、何の説明もなく決定通知書が送られてきており、少なくともなぜこのような経過となったのかについて、異議申立人に説明を行うべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 対象公文書の性質等について

平成7年4月1日より、県営住宅敷地における自動車の保管に関する取扱要綱を施行しており、団地毎に設立された「県営住宅敷地内における自動車の保管を管理することを目的とする当該県営住宅の入居者で構成される管理組合で、使用許可等を受けた土地を管理する能力を有すると認められるもの」（以下「管理組合」という。）を対象に駐車区画としての土地の使用を許可しており、管理組合は、県営住宅入居者のうち自動車を保有し、かつ県営住宅内の駐車スペースの使用を希望する者によって構成される。

管理組合は、管理組合毎に作成された管理規約に沿って運営され、管理規約には代表者の氏名、任期、住人から管理組合に支払われる使用料等が記載されており、管理規約を添付して使用申請書が実施機関に提出される。実施機関からの使用許可書により、正式に駐車区画の使用が許可された後、管理組合を通じて実施機関に月割りで使用料が支払われることとなる。使用料は、団地毎に固定資産評価額に、使用面積および滋賀県行政財産使用料条例によって定められた使用料率を掛け合わせたものによって算出され、駐車料金設定に関する算定根拠文書は、使用料算出のために実施機関が作成した内部文書である。

3 非公開理由について

(1) 条例第6条第2号該当性について（請求1から請求3）

管理組合の印影は、公にすると、当該管理組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、特定県営住宅の敷地を所有する法人（以下「敷地借受先」という。）および当該敷地について実施機関が敷地借受先に支払う賃借料（以下「賃借料」という。）は、敷地借受先において、これらの情報が公開されることを望んでいないものと考えられ、公にすることで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断した。

（２）対象公文書の不存在について（請求４）

駐車場有料化に関して、行政不服審査法に基づく不服申立書は、現在まで提出されていない。

また、本件公開請求の対象は、公文書公開請求書の文面から行政不服審査法上の不服申立書であると判断したものであり、公開請求時においては、異議申立人から請求内容に係る特段の意見や説明はなかった。

４ 実施機関による決定の変更について

当初の決定時点においては、県営住宅の一部住人が駐車場有料化に反対しているという状況があり、団地名など管理組合が特定される情報を公にすれば、各管理組合の運営に支障が生じるおそれがあるものと考えられた。

しかしながら、その後、反対をしていた住人においても、管理組合の設立や使用料の完納等が認められ、管理組合が特定される情報を公開したとしても、各管理組合の運営に支障が生じるおそれがなくなったことから、当初の決定を変更し、非公開としていた情報の一部を公開することとしたものである。

第５ 審査会の判断理由

１ 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第１条および第３条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第６条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第６条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から

厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件異議申立てについて

実施機関は、本件処分において、条例第6条第1号により代表者の氏名、印影、住所、住戸番号および連絡先を、同条第2号により管理組合の印影、敷地借受先および賃借料を非公開とし、また、請求4について対象公文書は不存在であるとしている。

これに対して、異議申立人は、上記の非公開部分のうち、条例第6条第2号を理由とする非公開部分および請求4に係る対象公文書の公開を求めていることから、以下、当該部分に係る本件処分の妥当性を検討する。

なお、実施機関による決定の変更により、当初の非公開部分の一部がすでに公開されており、当審査会としては、本件処分においてなお非公開とされている部分について判断を行うものである。

3 本件処分の妥当性について

(1) 非公開情報該当性について（請求1から請求3）

ア 条例第6条第2号について

条例第6条第2号は、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 条例第6条第2号該当性について

(ア) 管理組合の印影

実施機関は、管理組合の印影は、公にすると、当該管理組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

管理組合の管理規約によれば、管理組合は、自動車保管場所の整備、利用料金の徴収、保管場所使用承諾証明書の発行などの事業を行うこととされており、管理組合の印影は、こうした県営住宅駐車場の管理運営に係る事業の遂行に際して用いられているものであると認められる。

このことからすると、当該印影は、不特定多数の者に広く公にされることを予定している情報であるとは言えず、公にすることによって、悪用されるなどのおそれがあるものであると言える。

したがって、管理組合の印影は、これを公にすれば、管理組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第6条第2号に該当する

ものであると認められる。

(イ) 敷地借受先および賃借料

実施機関は、敷地借受先および賃借料は、公にすると、敷地借受先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかしながら、実施機関においては、当該情報を公にすることによって生じる「おそれ」の内容や、その程度などについて、何ら具体的な説明を行っていないところである。

また、滋賀県議会で行われた平成 27 年決算特別委員会の会議要録を見分したところ、実施機関は、同委員会において、敷地借受先や賃借料に係る情報を公にしているものと認められ、実施機関の主張には理由がないものと言わざるを得ない。

したがって、敷地借受先および賃借料は、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは言えず、条例第 6 条第 2 号に該当するものとは認められない。

(2) 対象公文書の特定について（請求 4）

異議申立人は、請求 4 は、県営住宅の駐車場有料化に対する住民からの苦情等に関する文書を対象としていたもので、実施機関が「行政不服審査法に基づく不服申立て」に限定して対象公文書の特定を行ったことは誤りであり、公開されるべき文書が存在するはずであると主張している。

しかしながら、本件公開請求に係る公文書公開請求書を見分したところ、「請求する公文書の名称または内容」欄には、「駐車料金に関する過去の不服申立ておよび審査請求に関する文書」と明記されていることが認められる。

また、公開請求時においては、異議申立人と実施機関との間で、請求内容についての特段の意見等のやり取りはなかったとされるところである。

これらのことからすると、実施機関において、住人からの反対や苦情、要望等に関する文書を対象公文書として特定していないことはやむを得ないものと言え、実施機関における判断が不合理であると言うことはできない。

また、行政不服審査法に基づく不服申立てに関する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然な点は認められず、これを覆すべき特段の事情は見当たらない。

したがって、請求 4 に係る対象公文書の特定が不適切であったものとは認められず、対象公文書が存在しないとする実施機関の決定は妥当であると認められる。

4 付言

本件異議申立てに係る調査審議においては、決定の変更に関して、異議申立人が実施機関に対する不信感を募らせている様子が窺われたところである。

実施機関においては、異議申立人に対し、決定を変更するに至った経緯について適切に説

明を行うことに努め、県民の知る権利を尊重するとともに、実施機関における対応を県民に説明する責務を全うされたい。

5 結論

以上のことから、管理組合の印影は、条例第6条第2号に該当するものであるが、敷地借受先および賃借料は、同号に該当しないものであり、また、請求4に対する決定は妥当であるものと認められる。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成27年 4 月24日	・実施機関から諮問を受けた。
平成27年 6 月10日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 7 月16日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成28年 1 月18日 (第242回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成28年 2 月15日 (第243回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成28年 3 月24日 (第244回審査会)	・事案の審議を行った。
平成28年 5 月27日 (第245回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

請求	公文書の名称・内容	公開すべき部分
請求 2	駐車料金設定に関する算定根拠文書	敷地借受先、賃借料

別表 2

請求	公文書の名称・内容	公開をしない部分	公開をしない理由
請求 1	使用申請書、使用許可書	代表者の氏名・印影・住所・住戸番号・連絡先、申請者との関係	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第 6 条第 1 号該当）
請求 2	駐車料金設定に関する算定根拠文書	団地名、管理組合名、管理組合の印影、管理組合事務所・敷地の所在地、使用する面積・区画数、使用料・徴収金額、敷地借受先、賃借料、棟名、施行日、文書番号	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第 6 条第 2 号該当）
請求 3	管理組合の管理規約		
請求 4	駐車料金に関する過去の不服申立てに関する文書	全部	不存在

別表 3

請求	公文書の名称・内容	公開をしない部分	公開をしない理由
請求 1	使用申請書、使用許可書	代表者の氏名・印影・住所・住戸番号・連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第 6 条第 1 号該当）
請求 2	駐車料金設定に関する算定根拠文書	管理組合の印影、敷地借受先、賃借料	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第 6 条第 2 号該当）
請求 3	管理組合の管理規約		
請求 4	駐車料金に関する過去の不服申立てに関する文書	全部	不存在